

大阪府特別職報酬等審議会

第二回 会議資料

日時：平成 27 年 7 月 8 日

場所：大阪府公館

目次

1. 知事の退職手当について	1
(1) 資料1 平成23年審議会の意見具申のポイント	1
(2) 資料2 知事及び副知事の役割等	2
(3) 資料3 民間企業における退職慰労金制度の有無等	3
(4) 資料4 民間企業における退職慰労金の支給額等	5
(5) 資料5 全都道府県の知事の退職手当の状況	8
(6) 資料6 大阪市の状況	9
2. 副知事の退職手当について	10
(1) 資料7 全都道府県の副知事の退職手当の状況	10
3. 知事及び副知事の給料の額について	11
(1) 資料8 平成23年審議会の答申等のポイント	11
(2) 資料9 全都道府県の知事の給料月額等の状況	12
(3) 資料10 全都道府県の副知事の給料月額等の状況	13

1. 知事の退職手当について

(1) 資料 1 平成 23 年審議会の意見具申のポイント

(「意見具申等の概要」(平成 23 年 12 月 14 日)より抜粋)

○知事等の退職手当の水準

知事等の退職手当の計算方法：退任時の給料月額×在職月数×支給割合

	意見具申の内容		現 行			
			条例本則の額		特例減額後の額	
	支給割合	支給額	支給割合	支給額	減額率	支給額
知事	条例本則 100 分の 20	12,576,000 円	100 分 の 60	41,760,000 円	—	41,760,000 円
副知事	条例本則 100 分の 20	9,888,000 円	100 分 の 45	24,624,000 円	20%	19,699,200 円

※ 支給額は、1 期 4 年 (48 月) 在任した場合の金額。

※ 計算の基本となる給料月額：意見具申の内容 (知事 1 3 1 万円、副知事 1 0 3 万円)、
現行 (知事 1 4 5 万円、副知事 1 1 4 万円)

※ 当分の間、知事及び副知事の退職手当の額は、条例本則の額から 50%カットした額。

(退職手当額の考え方)

- ・ 任期のある国家公務員である最高裁判所裁判官の支給割合に準じ、条例上の支給割合を 1 0 0 分の 2 0 とすることが適当。
- ・ 変革に立ち向わなければならない大阪のリーダーとして民間役員の退職慰労金 (14.8/100~17.7/100) を上回るのは相当でなく、他方、退職手当は生活保障的なものではなく在任中の勤務に対する報償的な性格を有していること、また、前知事が 5 0 %の特例減額を行っていたことなどを総合的に勘案すると、当分の間、知事及び副知事の退職手当の支給割合については、さらに 5 0 %カットの水準となるよう提言。

(2) 資料 2 知事及び副知事の役割等

項目	知事	副知事
権限	<p>○普通地方公共団体の長として当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。</p> <p>○当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。</p> <p>(所掌事務の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行機関の委員の任命権 ・議案提出権 ・執行機関の総合調整権 ・予算の調製権・執行権 ・規則制定権 ・職員の任免権 	<p>○長を補佐し、長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、長の職務を代理する。</p>
任期	4年	4年
定数	1名	条例で定める (置かないことも可)
任命	選挙	議会の同意を得て長が選任
兼職・兼業	<p>○一部兼職禁止 (衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員、常勤の職員・短時間勤務職員等)</p> <p>○兼業可</p>	<p>○一部兼職禁止 (衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員、常勤の職員・短時間勤務職員等)</p> <p>○兼業可</p>
退職	退職しようとする日の30日前までに議長に申し出	知事に申し出
失職	<p>○議会による長の不信任決議 (議員の2/3以上の出席かつ3/4の同意)</p> <p>○住民の解職請求 (有権者の1/3以上の請求。住民投票の有効投票数の過半数)</p>	<p>○長による任期中の解職</p> <p>○住民の解職請求 (有権者の1/3以上の請求。議会で議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の多数による同意)</p>

(3) 資料3 民間企業における退職慰労金制度の有無等

①調査概要

調査主体 : 総務省人事・恩給局

調査機関 : 株式会社矢野経済研究所

平成25年9月現在において、常勤従業員数規模50人以上の民間企業を業態別に層化して、各層から標本数を無作為に抽出。抽出データは、株式会社東京商工リサーチのデータを使用。

合計10,863社に対して、調査票を送付。

有効サンプル回答数は2,997社、回収率は27.6%。

※50人以上の企業が調査対象とされているが、回収したサンプルに50人未満の企業が含まれていたことから、当区分が設置されたもの。

※従業員規模による回収率の差は補正せず、実数で作成されている。

②役員退職慰労金制度の有無（従業員規模別）

(単位: %、(社))

従業員数	ある		廃止した		ない		合計	
	構成比	(回答数)	構成比	(回答数)	構成比	(回答数)	構成比	(回答数)
50人未満	33.3	(127)	4.5	(17)	62.2	(237)	100.0	(381)
50～ 100人未満	42.1	(286)	7.4	(50)	50.5	(343)	100.0	(679)
100～ 300人未満	52.9	(639)	12.1	(146)	35.1	(424)	100.0	(1209)
300～ 1,000人未満	47.4	(241)	18.7	(95)	33.9	(172)	100.0	(508)
1,000人以上	32.3	(71)	37.3	(82)	30.5	(67)	100.0	(220)
合計	45.5	(1364)	13.0	(390)	41.5	(1243)	100.0	(2997)

【出典 民間企業における役員退職慰労金制度の実態に関する調査(平成25年度)】

資料 3

③役員退職慰労金制度廃止後の措置（従業員規模別）

（単位：％、（社））

従業員数	役員報酬 に振分	業績に連動した 賞与等支給	ストック・ オプション導入	株価連動型の 一時金導入	その他※1	何もしない	合計
	構成比 (回答数)	構成比 (回答数)	構成比 (回答数)	構成比 (回答数)	構成比 (回答数)	構成比 (回答数)	構成比 (回答数)
50人未満	24.0 (6)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	48.0 (12)	28.0 (7)	100.0 (25)
50～ 100人未満	39.1 (27)	7.2 (5)	1.4 (1)	0.0 (0)	30.4 (21)	21.7 (15)	100.0 (69)
100～ 300人未満	45.0 (90)	10.0 (20)	3.0 (6)	0.5 (1)	24.0 (48)	17.5 (35)	100.0 (200)
300～ 1,000人未満	48.9 (64)	6.1 (8)	5.3 (7)	0.0 (0)	24.4 (32)	15.3 (20)	100.0 (131)
1,000人以上	47.6 (50)	11.4 (12)	12.4 (13)	0.0 (0)	17.1 (18)	11.4 (12)	100.0 (105)
合計	44.7 (237)	8.5 (45)	5.1 (27)	0.2 (1)	24.7 (131)	16.8 (89)	100.0 (530)※2

※1 その他：「慰労金に代替する方法を導入」、「代替する名目で支給」等の回答。

※2 回答数内訳：役員退職慰労金制度を廃止(390社)、廃止予定企業(16社)（複数回答可）

【出典 民間企業における役員退職慰労金制度の実態に関する調査(平成25年度)】

(4) 資料 4 民間企業における退職慰労金の支給額等

①調査概要

- 調査機関 : 株式会社政経研究所
調査時点 : 2013 年 11 月現在
調査対象 : 上場・未上場企業を対象として、調査票の送付、または直接取材で 218 社より回答有。

②退職慰労金支給実例

2006 年 1 月～2013 年 10 月に退任した役員の退職慰労金を調査。

上記の期間に退職慰労金制度を廃止した企業もあるが、廃止前の実例を表示。いずれも税込の金額である。

当該会社から支給された金額であり、他社兼務による他社からの退職慰労金は含まれていない。

資料 4

○役員別の退職慰労金額・功績倍率の平均額

全産業・全規模	役員在任 通算年数(年)	退任時の 報酬月額(万円)	退職慰労金 合計額(万円)	1年当りの 金額(万円)	功績倍率※1	(参考)※2 知事等の支給 割合ベース
会長	29.1	172	10,909	386	2.1	18.2/100
(集計人数)	(14人)	(14人)	(14人)	(14人)	(14人)	
社長	10.1	158	4,618	430	2.5	24.1/100
(集計人数)	(31人)	(30人)	(31人)	(31人)	(30人)	
副社長	12.6	184	4,098	384	2.0	14.7/100
(集計人数)	(23人)	(22人)	(23人)	(23人)	(22人)	
専務	13.5	149	3,061	268	1.7	12.7/100
(集計人数)	(60人)	(52人)	(60人)	(60人)	(52人)	
常務	9.4	117	1,505	214	1.8	11.4/100
(集計人数)	(80人)	(75人)	(80人)	(80人)	(75人)	
取締役	8.9	89	1,170	143	1.6	12.3/100
(集計人数)	(147人)	(130人)	(147人)	(147人)	(130人)	
監査役	5.8	90	723	153	1.6	11.5/100
(集計人数)	(38人)	(34人)	(38人)	(38人)	(34人)	

【出典 2014年度版役員の退職慰労金】

※1 功績倍率：「退職慰労金支給総額(加算額含)÷役員通算年数÷退任時最終報酬月額」で表す。

※2 知事の退職手当算出方法は、「給料月額×在職月数×支給割合」であることから、各役員における

知事の支給割合ベースの算出方法は、下記のとおりとする。

算出式：「退職慰労金合計額÷役員在任通算年数÷12ヵ月÷退任時の報酬月額」

(参考) 知事及び副知事の支給割合 20/100

○社長の退職慰労金・功績倍率の平均額

	役員在任 通算年数(年)	退任時の 報酬月額(万円)	退職慰労金 合計額(万円)	1年当りの 金額(万円)	功績倍率	(参考)※2 知事等の支給 割合ベース
全産業・全規模	10.1	158	4,618	430	2.5	24.1/100
(集計人数)	(31人)	(30人)	(31人)	(31人)	(30人)	
従業員別						
100名未満	7.8	122	2,564	254	1.5	22.5/100
100～300名未満	13.1	138	3,421	228	1.6	15.8/100
300～500名未満	3.0	120	1,440	480	4.0	33.3/100
500～1,000名未満	-	-	-	-	-	-
1,000～3,000名未満	7.5	173	8,184	850	5.1	52.6/100
3,000名以上	10.3	310	9,164	925	3.0	23.9/100
資本金別						
1億円未満	11.3	135	3,386	236	1.7	18.5/100
1～3億円未満	8.2	127	2,022	219	1.7	16.2/100
3～10億円未満	10.8	131	2,490	344	1.9	14.7/100
10～30億円未満	4.1	190	1,862	456	2.4	19.9/100
30億円以上	9.2	273	13,652	1,332	6.4	45.3/100
上場別						
未上場	10.4	148	4,644	396	2.5	25.1/100
2部・JQ・地方・その他	-	-	-	-	-	-
1部	4.9	298	4,164	933	3.2	23.8/100
売上別						
10億円未満	11.4	127	3,835	220	1.4	22.1/100
10～30億円未満	12.8	115	3,546	196	1.7	20.1/100
30～50億円未満	8.0	172	2,340	278	1.5	14.2/100
50～100億円未満	13.0	92	2,388	291	1.6	16.6/100
100～500億円未満	7.0	142	2,062	304	2.2	17.3/100
500億円以上	8.3	259	11,687	1,186	5.7	45.3/100

【出典 2014年度版役員の退職慰労金】

※1 功績倍率：「退職慰労金支給総額(加算額含)÷役員通算年数÷退任時最終報酬月額」で表す。

※2 知事の退職手当算出方法は、「給料月額×在職月数×支給割合」であることから、各役員における知事の支給割合ベースの算出方法は、下記のとおりとする。

算出式：「退職慰労金合計額÷役員在任通算年数÷12ヵ月÷退任時の報酬月額」

(参考) 知事及び副知事の支給割合 20/100

(5) 資料5 全都道府県の知事の退職手当の状況

平成27年4月1日現在

(単位：円)

都道府県	給料月額	順位	支給割合	順位	退職手当(1任期)	順位
1 北海道	1,380,000	6	51/100	37	33,782,400	32
2 青森	1,270,000	30	80/100	1	48,768,000	1
3 岩手	1,240,000	34	65/100	5	38,688,000	13
4 宮城	1,310,000	15	65/100	5	40,872,000	5
5 秋田	1,210,000	44	70/100	2	40,656,000	6
6 山形	1,212,000	43	55/100	30	31,996,800	35
7 福島	1,320,000	12	555/1000	28	35,164,800	27
8 茨城	1,340,000	9	56/100	27	36,019,200	26
9 栃木	1,290,000	23	60/100	14	37,152,000	19
10 群馬	1,310,000	15	60/100	14	37,728,000	16
11 埼玉	1,420,000	3	60/100	14	40,896,000	4
12 千葉	1,390,000	4	60/100	14	40,032,000	11
13 東京	1,455,000	1	52/100	35	36,316,800	24
14 神奈川	1,450,000	2	60/100	14	41,760,000	3
15 新潟	1,241,000	33	63/100	11	37,527,840	17
16 富山	1,300,000	18	65/100	5	40,560,000	7
17 石川	1,300,000	18	50/100	39	31,200,000	38
18 福井	1,300,000	18	60/100	14	37,440,000	18
19 山梨	1,250,000	32	52/100	35	31,200,000	38
20 長野	1,278,000	29	55/100	30	33,739,200	33
21 岐阜	1,340,000	9	59/100	20	37,948,800	15
22 静岡	1,287,000	26	65/100	5	40,154,400	10
23 愛知	1,354,000	7	57/100	25	37,045,440	20
24 三重	1,280,000	28	59/100	20	36,249,600	25
25 滋賀	1,320,000	12	70/100	2	44,352,000	2
26 京都	1,292,000	22	65/100	5	40,310,400	9
27 大阪	1,310,000	15	20/100	47	12,576,000	47
28 兵庫	1,340,000	9	63/100	11	40,521,600	8
29 奈良	1,214,000	42	63/100	11	36,711,360	22
30 和歌山	1,210,000	44	59/100	20	34,267,200	30
31 鳥取	1,178,000	47	50/100	39	28,272,000	46
32 島根	1,240,000	34	51/100	37	30,355,200	43
33 岡山	1,290,000	23	59/100	20	36,532,800	23
34 広島	1,389,000	5	553/1000	29	36,869,616	21
35 山口	1,290,000	23	50/100	39	30,960,000	41
36 徳島	1,300,000	18	50/100	39	31,200,000	38
37 香川	1,285,000	27	50/100	39	30,840,000	42
38 愛媛	1,320,000	12	50/100	39	31,680,000	36
39 高知	1,220,000	41	50/100	39	29,280,000	45
40 福岡	1,350,000	8	54/100	33	34,992,000	29
41 佐賀	1,190,000	46	55/100	30	31,416,000	37
42 長崎	1,260,000	31	54/100	33	32,659,200	34
43 熊本	1,240,000	34	59/100	20	35,116,800	28
44 大分	1,240,000	34	57/100	25	33,926,400	31
45 宮崎	1,240,000	34	65/100	5	38,688,000	13
46 鹿児島	1,240,000	34	667/1000	4	39,679,999	12
47 沖縄	1,230,000	40	50/100	39	29,520,000	44
平均	1,291,809		57/100		35,609,018	

※本表は特例減額前の額を掲載

(6) 資料 6 大阪市の状況

○大阪市特別職報酬等審議会の答申（概要）

<基本的な考え方>

- ・市の財政状況を鑑みると一定の引下げを行う必要。政令市トップクラスの水準を返上。
- ・有意な人材確保の面から、一定程度の水準を確保。
- ・行政規模の大きさ、役割等が同程度の旧五大都市の中で下位の水準とする。

<改定の考え方>

- ・特別職の報酬は、年間収入総額で検討すべき。
- ・地域手当（10%）を廃止。
- ・H25年度までの一般職の給与改定分を反映。
- ・H26人事委員会勧告を考慮（月例給+3.0%、期末手当+0.15月）。
- ・現行退職手当4年間分の50%相当を毎月の給料に復元。

現行		答申	
給料月額	1,420,000円	給料月額	1,669,000円
年間収入	26,147,880円	年間収入	28,239,480円
退職手当 支給割合	58/100	退職手当	0円
(1期4年)	39,532,800円		

<市長の退職手当の考え方>

- ・選挙で選ばれた市長に退職手当を支給するのはなじまない。
- ・民間では、役員の退職慰労金は廃止されている傾向。
- ・支払い総額が決まっているのであれば、給料と退職手当を分ける必要はない。
- ・年収総額で考えるべきだが、退職手当廃止分をすべてなくしたり、すべて給料に復元するのはやりすぎ。
- ・退職手当は廃止すべきだが、現職の市長には不利益変更不遑及とし、現状の大幅減額判断を尊重すべき。

<副市長の退職手当の考え方>

- ・副市長については、公選職ではないため、退職手当は存続。
- ・副市長は職員の最上位という位置付けという面もあり、市政の継続性の観点から、市長が交代しても継続するケースもあるし、外部の人材を登用するケースもあり、副市長の退職手当は存続すべき。
- ・水準は旧五大都市の下位（支給割合 47/100→38/100）。

2. 副知事の退職手当について

(1) 資料7 全都道府県の副知事の退職手当の状況

平成27年4月1日現在

(単位：円)

都道府県	給料月額	順位	支給割合	順位	退職手当(1任期)	順位
1 北海道	1,100,000	5	43/100	18	22,704,000	11
2 青森	970,000	34	50/100	1	23,280,000	7
3 岩手	960,000	39	45/100	8	20,736,000	22
4 宮城	1,020,000	18	42/100	20	20,563,200	23
5 秋田	930,000	46	45/100	8	20,088,000	27
6 山形	933,000	45	38/100	37	17,017,920	43
7 福島	1,030,000	15	47/100	4	23,236,800	9
8 茨城	1,080,000	7	42/100	20	21,772,800	16
9 栃木	1,010,000	24	45/100	8	21,816,000	15
10 群馬	1,060,000	10	45/100	8	22,896,000	10
11 埼玉	1,134,000	3	46/100	6	25,038,720	2
12 千葉	1,110,000	4	45/100	8	23,976,000	4
13 東京	1,188,000	1	41/100	28	23,379,840	6
14 神奈川	1,160,000	2	45/100	8	25,056,000	1
15 新潟	971,000	33	43/100	18	20,041,440	28
16 富山	1,020,000	18	45/100	8	22,032,000	13
17 石川	1,020,000	18	36/100	44	17,625,600	40
18 福井	1,020,000	18	45/100	8	22,032,000	13
19 山梨	960,000	39	38/100	37	17,510,400	41
20 長野	985,000	30	40/100	30	18,912,000	34
21 岐阜	1,060,000	10	42/100	20	21,369,600	19
22 静岡	1,051,000	12	40/100	30	20,179,200	26
23 愛知	1,073,000	9	42/100	20	21,631,680	18
24 三重	1,010,000	24	39/100	36	18,907,200	35
25 滋賀	1,040,000	14	50/100	1	24,960,000	3
26 京都	1,023,000	17	45/100	8	22,096,800	12
27 大阪	1,030,000	15	20/100	47	9,888,000	47
28 兵庫	1,050,000	13	47/100	4	23,688,000	5
29 奈良	947,000	42	45/100	8	20,455,200	25
30 和歌山	950,000	41	42/100	20	19,152,000	32
31 鳥取	879,000	47	40/100	30	16,876,800	44
32 島根	970,000	34	36/100	44	16,761,600	45
33 岡山	1,020,000	18	42/100	20	20,563,200	23
34 広島	1,091,000	6	399/1000	35	20,894,832	21
35 山口	1,020,000	18	40/100	30	19,584,000	29
36 徳島	990,000	27	40/100	30	19,008,000	33
37 香川	980,000	31	38/100	37	17,875,200	39
38 愛媛	1,010,000	24	38/100	37	18,422,400	36
39 高知	940,000	43	36/100	44	16,243,200	46
40 福岡	1,080,000	7	41/100	28	21,254,400	20
41 佐賀	940,000	43	38/100	37	17,145,600	42
42 長崎	990,000	27	38/100	37	18,057,600	37
43 熊本	970,000	34	42/100	20	19,555,200	30
44 大分	990,000	27	38/100	37	18,057,600	37
45 宮崎	980,000	31	46/100	6	21,638,400	17
46 鹿児島	970,000	34	50/100	1	23,280,000	7
47 沖縄	970,000	34	42/100	20	19,555,200	30
平均	1,014,574		42/100		20,357,779	

※本表は特例減額前の額を掲載

3. 知事及び副知事の給料の額について

(1) 資料 8 平成 23 年審議会の答申等のポイント

(「答申等の概要」(平成 23 年 8 月 29 日)より抜粋)

○知事等の給料の額 [月額]

	答申額	現 行	
		条例本則の額	特例減額後の額
知事	1,310,000 円	1,450,000 円	1,015,000 円
副知事	1,030,000 円	1,140,000 円	912,000 円

(給料額の考え方)

- ・ 前回改定時から平成 22 年度までの本庁部長の改定率 (△10%) を参考に適用。

(2) 資料9 全都道府県の知事の給料月額等の状況

平成27年4月1日現在
(単位:円)

都道府県	月額				期末手当	年額		
	給料	地域手当 支給割合	計			額	額	順位
			額	順位				
1 北海道	1,380,000		1,380,000	10	6,103,050	22,663,050	10	
2 青森	1,270,000		1,270,000	30	5,432,425	20,672,425	33	
3 岩手	1,240,000		1,240,000	36	5,304,100	20,184,100	38	
4 宮城	1,310,000	4.5%	1,368,950	11	5,910,720	22,338,120	12	
5 秋田	1,210,000		1,210,000	45	5,175,775	19,695,775	42	
6 山形	1,212,000		1,212,000	44	5,272,200	19,816,200	41	
7 福島	1,320,000		1,320,000	16	5,837,700	21,677,700	19	
8 茨城	1,340,000		1,340,000	12	6,023,300	22,103,300	13	
9 栃木	1,290,000		1,290,000	24	5,798,550	21,278,550	25	
10 群馬	1,310,000		1,310,000	19	5,888,450	21,608,450	20	
11 埼玉	1,420,000		1,420,000	7	6,382,900	23,422,900	7	
12 千葉	1,390,000	7.5%	1,494,250	3	7,351,710	25,282,710	3	
13 東京	1,455,000	20%	1,746,000	1	7,868,640	28,820,640	1	
14 神奈川	1,450,000	10%	1,595,000	2	6,832,400	25,972,400	2	
15 新潟	1,241,000		1,241,000	35	5,578,295	20,470,295	35	
16 富山	1,300,000	3%	1,339,000	14	5,843,500	21,911,500	14	
17 石川	1,300,000		1,300,000	21	5,843,500	21,443,500	22	
18 福井	1,300,000		1,300,000	21	5,843,500	21,443,500	22	
19 山梨	1,250,000		1,250,000	34	5,618,750	20,618,750	34	
20 長野	1,278,000		1,278,000	29	5,744,609	21,080,609	29	
21 岐阜	1,340,000		1,340,000	12	6,512,400	22,592,400	11	
22 静岡	1,287,000		1,287,000	26	5,785,064	21,229,064	27	
23 愛知	1,354,000	8.5%	1,469,090	4	6,514,364	24,143,444	4	
24 三重	1,280,000		1,280,000	28	6,220,800	21,580,800	21	
25 滋賀	1,320,000		1,320,000	16	5,933,400	21,773,400	16	
26 京都	1,292,000	9%	1,408,280	9	6,240,101	23,139,461	9	
27 大阪	1,310,000		1,310,000	19	6,052,200	21,772,200	18	
28 兵庫	1,340,000	8.5%	1,453,900	5	6,447,008	23,893,808	5	
29 奈良	1,214,000	4%	1,262,560	31	5,637,572	20,788,292	30	
30 和歌山	1,210,000	4%	1,258,400	33	5,618,998	20,719,798	32	
31 鳥取	1,178,000		1,178,000	47	4,714,355	18,850,355	46	
32 島根	1,240,000		1,240,000	36	5,214,200	20,094,200	39	
33 岡山	1,290,000	3%	1,328,700	15	5,942,513	21,886,913	15	
34 広島	1,389,000	3%	1,430,670	6	6,398,565	23,566,605	6	
35 山口	1,290,000		1,290,000	24	5,798,550	21,278,550	25	
36 徳島	1,300,000		1,300,000	21	5,843,500	21,443,500	22	
37 香川	1,285,000		1,285,000	27	5,776,074	21,196,074	28	
38 愛媛	1,320,000		1,320,000	16	5,933,400	21,773,400	16	
39 高知	1,220,000		1,220,000	43	5,218,550	19,858,550	40	
40 福岡	1,350,000	5%	1,417,500	8	6,319,349	23,329,349	8	
41 佐賀	1,190,000		1,190,000	46	4,426,800	18,706,800	47	
42 長崎	1,260,000		1,260,000	32	5,663,700	20,783,700	31	
43 熊本	1,240,000		1,240,000	36	5,573,800	20,453,800	36	
44 大分	1,240,000		1,240,000	36	5,573,800	20,453,800	36	
45 宮崎	1,240,000		1,240,000	36	4,612,800	19,492,800	43	
46 鹿児島	1,240,000		1,240,000	36	4,612,800	19,492,800	43	
47 沖縄	1,230,000		1,230,000	42	4,575,600	19,335,600	45	
平均	1,291,809		1,317,943		5,804,560	21,619,871		

※本表は特例減額前の額を記載

(3) 資料 10 全都道府県の副知事の給料月額等の状況

平成27年4月1日現在
(単位:円)

都道府県	月額				期末手当 額	年額	
	給料	地域手当 支給割合	計			額	順位
			額	順位			
1 北海道	1,100,000		1,100,000	10	4,864,750	18,064,750	10
2 青森	970,000		970,000	36	4,149,175	15,789,175	37
3 岩手	960,000		960,000	41	4,106,400	15,626,400	39
4 宮城	1,020,000	4.5%	1,065,900	12	4,602,240	17,393,040	14
5 秋田	930,000		930,000	46	3,978,075	15,138,075	45
6 山形	933,000		933,000	45	4,058,549	15,254,549	42
7 福島	1,030,000		1,030,000	19	4,555,175	16,915,175	21
8 茨城	1,080,000		1,080,000	11	4,854,600	17,814,600	12
9 栃木	1,010,000		1,010,000	24	4,539,950	16,659,950	25
10 群馬	1,060,000		1,060,000	13	4,764,700	17,484,700	13
11 埼玉	1,134,000		1,134,000	6	5,097,329	18,705,329	6
12 千葉	1,110,000	7.5%	1,193,250	3	5,870,790	20,189,790	3
13 東京	1,188,000	20.0%	1,425,600	1	6,424,704	23,531,904	1
14 神奈川	1,160,000	10.0%	1,276,000	2	5,465,920	20,777,920	2
15 新潟	971,000		971,000	35	4,364,645	16,016,645	34
16 富山	1,020,000	3.0%	1,050,600	16	4,584,900	17,192,100	17
17 石川	1,020,000		1,020,000	21	4,584,900	16,824,900	22
18 福井	1,020,000		1,020,000	21	4,584,900	16,824,900	22
19 山梨	960,000		960,000	41	4,315,200	15,835,200	36
20 長野	985,000		985,000	31	4,427,574	16,247,574	31
21 岐阜	1,060,000		1,060,000	13	5,151,600	17,871,600	11
22 静岡	1,051,000		1,051,000	15	4,724,244	17,336,244	15
23 愛知	1,073,000	8.5%	1,164,205	4	5,162,417	19,132,877	4
24 三重	1,010,000		1,010,000	24	4,908,600	17,028,600	20
25 滋賀	1,040,000		1,040,000	18	4,674,800	17,154,800	18
26 京都	1,023,000	9.0%	1,115,070	9	4,940,885	18,321,725	9
27 大阪	1,030,000		1,030,000	19	4,758,600	17,118,600	19
28 兵庫	1,050,000	8.5%	1,139,250	5	5,051,760	18,722,760	5
29 奈良	947,000	4.0%	984,880	32	4,397,677	16,216,237	32
30 和歌山	950,000	4.0%	988,000	30	4,411,610	16,267,610	30
31 鳥取	879,000		879,000	47	3,517,757	14,065,757	47
32 島根	970,000		970,000	36	4,078,850	15,718,850	38
33 岡山	1,020,000	3.0%	1,050,600	16	4,698,732	17,305,932	16
34 広島	1,091,000	3.0%	1,123,730	8	5,025,800	18,510,560	8
35 山口	1,020,000		1,020,000	21	4,584,900	16,824,900	22
36 徳島	990,000		990,000	27	4,450,050	16,330,050	27
37 香川	980,000		980,000	33	4,405,100	16,165,100	33
38 愛媛	1,010,000		1,010,000	24	4,539,950	16,659,950	25
39 高知	940,000		940,000	43	4,020,850	15,300,850	41
40 福岡	1,080,000	5.0%	1,134,000	6	5,055,480	18,663,480	7
41 佐賀	940,000		940,000	43	3,496,800	14,776,800	46
42 長崎	990,000		990,000	27	4,450,050	16,330,050	27
43 熊本	970,000		970,000	36	4,360,150	16,000,150	35
44 大分	990,000		990,000	27	4,450,050	16,330,050	27
45 宮崎	980,000		980,000	33	3,645,600	15,405,600	40
46 鹿児島	970,000		970,000	36	3,608,400	15,248,400	43
47 沖縄	970,000		970,000	36	3,608,400	15,248,400	43
平均	1,014,574		1,035,406		4,561,140	16,986,013	

※本表は特例減額前の額を記載